

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 第1委員会室
			担当職員 八木
日 時	平成23年9月22日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 5 時 43 分
出席委員	◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 立花 明田		
理事者 出席者	森環境市民部長 西田環境市民部理事 木村環境政策課長 中西環境総務係長 中川環境 事業課長 武田健康福祉部長 門健康福祉部理事 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 加賀 山社会福祉課長 秋山社会福祉課副課長 吉田障害福祉課長 中村障害福祉課参事 桜井障 害福祉課副課長 栗林高齢福祉課長 山内介護保険係長 中川高齢者支援係長 俣野健康増 進課長 大矢健康増進課副課長 福田いきいき支援係長		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事務局日程説明

～10:02

### 3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

[事務事業評価] 説明～質疑

#### (2) 火葬場等経費

<環境政策課長>  
資料に基づき説明

～10:06

[質疑]

<明田委員>

火葬炉設備耐火材の3炉の修繕順等は。

<環境政策課長>

3炉全て点検を行い損傷が著しい部分を修繕する。

<眞継委員>

事務事業評価 [個別調書] によるとH22は火葬場設備修繕と記載し、H23以降は火葬炉の改修として経費も増額されている。この増額の理由が精密機能検査の結果なのか。

<環境政策課長>

そうである。

<竹田委員>

火葬業務が行われなかった日が生じる理由は。

<環境政策課長>

元旦以外全て対応している。申請がない日があったこと。

<竹田委員>

何らかの事態が生じ他自治体へ火葬業務を依頼する場合の費用負担等は。

<環境市民部理事>

現在まで例なし。そのような事態になれば他自治体の料金体系に従うこととなる。

<明田委員>

過去灯油漏洩事故があったが。

<環境政策課長>

H20の事故を受け対策を行った。現場責任者の設置、危機管理マニュアルの改訂、職員研修の開催等再発防止に取り組んでいる。

<明田委員>

灯油漏洩事故による隣接湖沼への影響は。

<環境政策課長>

影響は与えていない。

<立花委員>

①H23～H25までの火葬炉の改修経費の詳細は。

②現場職員からは雇用形態からの不安を聞いた。改善の考えは。

③現場職員の勤務状況及び現場責任者とは。

<環境政策課長>

①H22に今後の維持管理及び施設整備計画の資料とするために精密機能検査を実施。3炉において修繕が必要となり実施するもの。

②勤務体系が正規職員に馴染まないため非常勤嘱託職員で対応。今後も同様の方針。

③火葬業務状況に合せてのローテーション勤務。場長、副場長、通常勤務職員及び半日勤務職員の4名。最長職員で10年目程度。

<立花委員>

①1年ごとに1炉を改修する3年の計画か。

②現場職員からの雇用形態に関する希望は。何らかの改善が必要である。

③場長職に手当はあるのか。

<環境政策課長>

①全体として改修する。1年1炉ではない。

②勤務の特殊性から厳しい業務であると認識しているが、特殊性ゆえ一般職員になじまない。

③通常職員と比し場長は2万円増、副場長は1万1千円増。勤務状況の改善としてH22年度から0.5人（半日勤務）増している。

<立花委員>

①改修経費1,400万円/年×3年の根拠は。

②火葬場職員の待遇改善は全国的にも議論となっていると聞いている。指定管理者制度の導入と関わる議論もある。現場職員の意見も十分聴取し対応されたい。

<環境市民部理事>

①設置10年までに行った修繕は部分修繕を含めた維持修繕である。1,400万円には維持修繕の他、耐用年数が経過した機械類等の更新等を含む。

②勤務状況の改善として0.5人増、場長制による管理体制の強化等を行ってき

た。月単位でローテーションを組み勤務を要しない日のほか有給日も設けている。非常勤職員は他に仕事をするのが可能であり実際に行っている者がいる。

<立花委員>

非常勤職員としての雇用形態では住宅ローンの借入れが困難であるらしい。何らかの解決策を。要望。

<中澤委員>

現施設の処理能力は。精密機能調査に基づく改修を行うことで施設の耐用年数は。

<環境市民部理事>

最大6体/日。全国的に平成45年頃が火葬需要のピーク。財務省令で定められる施設の耐用年数は38年であるが、本市では平成37年頃に1日の処理能力を上回る日が生じることが予想される。第4次総合計画では平成27年度に新火葬場整備構想の策定を定めていることからその中で検討する。

<吉田委員長>

①現在不安定な非常勤職員である現場職員を、将来的にも安定した身分とするための方策が求められている。指定管理者制度を含めて考えは。

②現施設を長期に使用することについての地元合意は。

③船井衛生管理組合等と火葬場の広域設置について協議の実績はあるのか。

<環境市民部理事>

①職員の身分の安定については検討した。市の他の非常勤職員との整合もはかりながら検討が必要。また新火葬場整備構想と合せての検討も必要。

②期限を定めて施設設置したものではない。しかし、新火葬場用地を確保していることから移転することは前提である。H27には明確にしていきたい。

③一度協議はあったがその後進展はない。広域設置ならば施設が遠方となり利便が低下する。新火葬場整備構想として総合的に検討したい。

<吉田委員長>

①丸山の立地条件から広域化を検討されたい。

②火葬場職員は10年以上勤務している者がいる。業務が安定して存在する中で従事職員の雇用形態のみが不安定な状況であることは考慮すべき。検討を。要望。

～10:37

### (3) ごみ減量・資源化等推進事業経費

<環境事業課長>

資料に基づき説明

～10:42

[質疑]

<苗村副委員長>

燃焼ごみ3,500t削減の効果としての処理経費換算1億円減の詳細は。

<環境事業課長>

集団回収された新聞や古布等を可燃ごみとして焼却処分した場合1億円の経費が必要であるとの意味である。

<苗村副委員長>

処理経費積算の根拠は。

<環境事業課長>

桜塚工場で焼却処理した実績は、H21は21,826t、H22は21,425t。回収した資源ごみ3,500tを一般廃棄物として処理した場合3万円/t程度の経費が必要になることから1億円程度の経費削減効果と見積もった。

<環境市民部理事>

年間の維持管理経費を年間のごみ処理量約2万tで除した場合、3万円/tの経費となる。ごみ量を1t減らせば比例して経費が3万円削減できることではない。

<苗村副委員長>

事務事業評価説明資料によると3,500tごみを削減したことになるのか。

<環境市民部理事>

3,500t資源化したということ。

<眞継委員>

事務事業評価〔個別調書〕によると自己評価、有効性欄に記載されている内容はH22年度の内容のみに限って評価したことではないと考えるが。

<環境事業課長>

従前から実施している事業であり昨年度の評価もほぼ同等である。

<立花委員>

- ①P14、清掃公社収集の可燃ごみと桜塚工場での焼却処理量の差は。
- ②事務事業評価〔個別調書〕におけるもったいない塾その他事務経費の詳細は。
- ③減量・資源化の経年資料の提出を。
- ④ごみ組成分析資料の提出を。
- ⑤拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度等に関し本市の考えは。

<環境事業課長>

- ①事業所ごみを許可業者が搬入する分等で差が生じる。
- ②クリーン亀岡推進会議とともに啓発に取り組む事業。塾自体の経費は約7万。その他庁舎からの搬出ごみ経費等を含む。
- ③環境白書に記載。環境対策特別委員会へも提出済み。資料後刻提出する。
- ④可燃ごみは年4回分析調査実施、紙類4割、プラスチック類2割、厨芥類2割程度。不燃ごみは京都学園大学との共同事業として実施、プラスチック容器、包装が増加。資料後刻提出する。
- ⑤容器包装リサイクル法により企業は一定の負担をしている。それ以上に市として新たな経費負担を課すことは困難と考える。

<立花委員>

- ①EPRは市町村での実施例があると聞いた。研究を。要望。
- ②もったいない塾以外の経費、主なものは。

<環境事業課長>

- ②空き缶再資源化に係る非常勤嘱託職員報酬950万円。事項別明細書P147に該当。

<酒井委員>

- ①事務事業評価〔個別調書〕生ごみ処理機補助金交付額がH23以降増額されている理由は。
- ②事務事業評価〔個別調書〕活動指標、登録団体数とは。活動人数を指標とするほうが的確では。
- ③体積量からのごみ分析は。

<環境事業課長>

- ①H18年度策定のごみ減量・資源化計画での普及目標を達成するための数値。

②集団回収報奨金制度利用団体のこと。活動人員を報告するシステムではないので把握していない。

③埋め立てごみについては体積が重要。資源化ごみとして、空き缶、ペットボトルは重量により取引されることから把握していない。

<酒井委員>

登録団体数を指標にすれば一定の段階で増加しなくなるのではないか。

<環境事業課長>

自治会、PTA、子ども会等が対象。拡大できる要素が残っている。

<酒井委員>

生ごみ処理機補助について計画目標が達成できないのは需要がないからではないのか。他の事業への切り替えは。

<環境事業課長>

一定の需要はある。可燃ごみの2割が厨芥類なので一層の普及に努めたい。

<眞継委員>

①分別収集及び集団回収補助事業以外で資源化率を上昇させる取り組みは。

②他市の資源化率は。

<環境事業課長>

①その他啓発事業、生ごみ処理機への補助等。

②H21年度、府下平均12.9%。

<苗村副委員長>

不用品を市民同士が交換する場を設定すればどうか。もったいない塾での取り組みを常設化することは。

<環境事業課長>

もったいない塾は3R推進に係る啓発事業としての位置づけ。本市においていわゆるリサイクルプラザ等を設置する考えはない。

<酒井委員>

視察先でレジ袋等削減について事業者との協力の例を知った。本市では。

<環境事業課長>

事業者、市民及び市の連携について様々に検討し可能なものから実施したい。

<環境市民部理事>

本市でもペットボトルや蛍光灯など販売店の負担、協力により実施している取り組みもある。

<吉田委員長>

①ペットボトルの拠点回収等は基本的に分別運搬等の市民負担の上に成り立っている。経費だけでなく手間等も総合的に勘案し、市民負担とごみ減量化のバランスを検討されたい。

②市民目線からの協働が必要。

<環境事業課長>

①量販店で拠点回収していることから買物のついでとなるであろう。分別が市民負担であることは認識しており、新たな分別を開始する際には、審議会、議会等の意見を参考に検討する。

②天ぷら油の回収やダンボールコンポストの普及等自主的な取り組みをいただいている。可能な範囲の支援を行っている。

<吉田委員長>

本市にとって最も効果的なごみ処理方法の研究を望む。要望。

< 苗村副委員長 >

天ぷら油の回収への支援内容は。

< 環境事業課長 >

回収容器の提供等。

～ 11 : 23

(4) 最終処分場維持管理経費

< 環境事業課長 >

資料に基づき説明

～ 11 : 27

[質疑]

< 立花委員 >

①水質検査結果の公表は。河川の安全管理が目的か。委託費内容は。

②医王谷と比較しエコトピアの状況は。

< 環境事業課長 >

①検査結果を東別院町及び曾我部町自治会へ定期的に報告。また法令により検査データを施設に保管し閲覧に供している。放流水等水質検査業務委託料約400万円。

②H18、廃棄物処理法の改正により埋立処分場の埋立終了後の扱いが非常に厳しくなった。エコトピアは遮水シートで覆っていることから安全な河川の維持に資している。

< 眞継委員 >

事務事業評価 [個別調書]、H22歳入、その他 (使用料、手数料等) 前年比増の理由は。

< 環境事業課長 >

庁内ごみに係る指定ごみ袋手数料の充当先変更による。

< 中澤委員 >

①施設の延命が重要。さらなる取り組みを。

②重機の更新の内容は。

< 環境事業課長 >

①積極的に取組みたい。分別品目拡大による負担増及びリサイクルによる経費増等と施設延命化の効果を総合的に検討したい。

②コンパクター、ショベル、ブルドーザー等は長期使用しており今後更新が必要となる。

< 中澤委員 >

ごみ処理は市民負担ではなく市民協働として取り組むべき。市民に具体的な目標を設定して。要望。

< 苗村副委員長 >

新たな分別であるスプレー缶の回収方法は。

< 環境事業課長 >

処分場において試行的に分別を実施している。今後家庭からの搬出方法等具体的に検討する。

[理事者退室]

～ 11 : 41

[まとめ]

<吉田委員長>

順に集計し、評価を決定する。

(2) 火葬場等経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「継続」とする。

<全員了>

<吉田委員長>

評価理由、意見として現場職員の待遇改善について委員から指摘があったが。

<竹田委員>

職員は非常勤嘱託であることを承知して採用されているはずである。本市の財政状況等を鑑み、非常勤嘱託での対応は不適切ではない。

<吉田委員長>

正規職員として雇用することを求めているのではない。実態として単年での契約なので、ローン等の審査に困難がある。職員の待遇改善として評価の意見とする。

<全員了>

(3) ごみ減量・資源化等推進事業経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「改善」とする。

<全員了>

<酒井委員>

排出抑制の取り組みを強化、簡易包装推進の点で事業者との連携を。

<明田委員>

行政がリーダーシップを取り、市全体での取り組みを。

<立花委員>

市民広報が重要。わかりやすい広報を。

<苗村副委員長>

行政、市民、事業者が一体となって取り組むべきもの。市民広報が重要。

<竹田委員>

市民の負担も総合的に考慮する必要もある。

<吉田委員長>

市民への広報、一体となった取り組み、排出抑制の点を評価の意見とする。

<全員了>

(4) 最終処分場維持管理経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「拡充」とする。

<全員了>

<立花委員>

市民広報が重要。市民の協力により事業の進展が図られている点を強調して広報すべし。押し付けでは無理。

<中澤委員>

施設延命化の数値目標を明確に。

<吉田委員長>

委員意見をもとに評価の意見をまとめる。

<全員了>

～12:05

<休憩 12:05～13:05>

(6) 第14号議案 平成22年度休日診療事業特別会計決算認定

[理事者入室] 健康福祉部

<健康福祉部長>

あいさつ

<健康増進課長>

資料に基づき説明

～13:12

[質疑]

<山本委員>

医療従事者の確保は。

<健康増進課長>

医師及び薬剤師は市医師会及び市薬剤師会へ依頼しローテーションで対応。看護師及び医療事務職員は市が直接依頼している。

<明田委員>

医師の報酬が高額では。

<健康増進課長>

医師会と協議し決定。休日診療事業は医師の協力が不可欠であることから。

<眞継委員>

一般会計からの繰入れ基準は。

<健康増進課長>

前年度実績から診療に必要な経費を見込んで繰入れている。H22年度は繰越金が若干増加したので、次年度以降考慮して対応する。

<眞継委員>

繰入金役割は。

<健康増進課長>

本特別会計の運営を維持し休日診療医療事業を安定して実施するためである。

<苗村副委員長>

受診者数は。

<健康増進課長>

H21、2、358人。H22、1、868人。

～13:20

(4) 第17号議案 平成22年度介護保険事業特別会計決算認定

<高齢福祉課長・健康増進課長>

資料に基づき順に説明

～13:55

<吉田委員長>

主要施策報告書に記載済みの詳細な数値の読み上げは不要。

[質疑]

<酒井委員>

不正利得が生じる原因は。

<高齢福祉課長>

請求すべき者でない又サービスの対象外である者に対してサービスを提供し報酬の請求を行ったが不正であることが判明した場合。報酬は返還された。

<竹田委員>

①P4、認定調査等経費、認定日数等の状況は。

②P9、高額医療合算介護サービス等経費、対象者の把握状況は。

③P11、介護予防施策事業経費、介護予防教室等で問題があると把握した高齢者に関し、施設等との連携は。

④地域密着型介護サービスに係り事業者への指導等の状況は。「ひやくぼ」の例があるが。

⑤認定調査に係り市民が医師の意見書等を開示請求する例は。

<高齢福祉課長>

①認定まで本市では平均42.8日。府38.8日、国36.6日。症状が固まらず医師の意見書が準備できないことが主たる要因。電話等で家族等に状況説明を行っている。

②国保連合会において対象者を突合し、そのデータを利用して市から通知する。

④年1回集団指導。各施設1回/3年実地指導。「ひやくぼ」は当初、京都府が認可しておりそれを引き継いだ。詳細な経営状況等、内容が把握できる報告書の提出を求めて再認している。

⑤数件の請求があり開示している。

<健康増進課長>

③保健師及び介護士が教室に随伴しているため、それらの者が状況を把握し対応。

<竹田委員>

認定調査に係り、調査員の不足が認定期間に影響しないことを望む。要望。

<苗村副委員長>

①滞納状況は。

②介護サービス利用者全体での利用サービス料の限度額比での平均は。

③P5、施設介護サービスに係る待機者数は。

④P13、地域包括支援センターへの相談状況は。

<高齢福祉課長>

①H22、691人。H21、749人。特別徴収は年金天引きなので徴収率は100%。普通徴収対象者は年金が低額な者等であり納め難い状況にある。介護保険料は納付時効が2年であり、この期間に納付されなければサービス利用に係る自己負担が増加する。市は市民に不利益な措置を回避したかったが、会計検査院

の指摘によりH22年度時効31件として処理した。

②資料なし

③H23. 6、98人。前年は122人。亀岡園増床の効果と推測している。

<健康増進課長>

④関係者から、7,100件。家族から、6,100件。本人から、5,100件。介護関係の相談が多数、その他医療、予防等の相談もある。

<苗村副課長>

包括支援センターから働きかけた相談ケースは。

<健康増進課長>

センターからの訪問及び電話、各5,000件程度。その他関係者会議等。

<苗村副委員長>

包括支援センターが能動的に活動し、地域高齢者等の実態を把握して医療等に繋がったケースは。

<健康増進課長>

生活機能評価で把握した者に対して働きかけも行っている。受動的な活動のみを行っているのではない。

<眞継委員>

高額介護サービス経費及び高額医療合算介護サービス経費等の申請に基づく制度について、対象者が制度を理解し申請することは困難であると感じるが。

<高齢福祉課長>

高額介護サービス等の対象者へは勧奨として市から個別に通知している。ほぼ全員から申請いただいている。

<苗村副委員長>

生活機能評価等で把握できない高齢者等への包括支援センターの対応は。

<健康増進課長>

全てに対応はできていないが、センターが地域に入りケア会議等を行う事業等も予定している。

<立花委員>

①施設待機者の解決策は。

②施設待機者の状況は。本市市民の待機状況は。

③介護予防教室の実施状況は。実参加者数等は。

<高齢福祉課長>

①完全に解消することは困難。施設においても入所の検討会により希望者の状況に応じて必要度の高い者を中心に対応いただいている。実待機人数が98人。さらなる施設整備も必要と考える。

②全国から入所でき住所を変更されるので把握は困難。

<健康増進課長>

③301人。その他地域での健康教室等に1,200人。機能評価を行い可能な限り効果を計っているが、教室の成果を定数的に現すことは難しい。

<立花委員>

P11、介護予防施策事業経費3,700万円の内訳は。

<健康増進課長>

生活機能評価1,700万円、その他介護予防教室等。

<竹田委員>

施設待機者98人の状況に鑑み、市内施設の整備方針は。

<高齢福祉課長>

施設待機者98人は少ない数である。また、入所申込はしていない在宅介護者の潜在的な需要等もあるであろう。個人的には施設整備が必要と考えるが保険料への影響も十分考慮しなくてはならない。

<苗村副委員長>

P2、滞納者が死亡した場合の保険料の扱いは。

<高齢福祉課長>

滞納者の遺族に滞納状況を説明し大部分の場合は納付される。死亡を理由に不納欠損したものは10件。

<健康福祉部理事>

相続放棄しない場合は債務も引き継がれる。

～14:30

<休憩 14:30～14:40>

(3) 第11号議案 平成22年度一般会計決算認定(健康福祉部所管分)

<担当課長>

資料に基づき順次説明(歳出)

～16:07

<吉田委員長>

内訳等の詳細な数値は予め説明資料に記載されたい。また、記載されている詳細な数値は口頭での説明を省略されたい。

[質疑]

<山本委員>

P2、くらしの資金貸付経費、滞納対策は。訪問等は。

<社会福祉課長>

年2回の督促状の送付等。訪問はしていない。

<立花委員>

①くらしの資金、相談件数は。

②P3、ふれあいネットワーク制度業務委託料、単価200円の根拠は。

<社会福祉課長>

①貸付件数と同数、51人。

<高齢福祉課長>

②地区民生委員協議会へ委託。協議により決定した。

<苗村副委員長>

①くらしの資金貸付金前年比減の原因は。窓口での対応が厳しくなったのか。

②社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の状況は。

③ふれあいネットワーク制度に関し、平常時の取り組みは。

<社会福祉課長>

①貸付要件に変化なし。保護への移行も要因の一つと考えられる。

②4件。

③特に働きかけは行っていない。

< 苗村副委員長 >

- ① ぐらしの資金貸付金前年比減の要因は貸付条件が厳しくなつたことが原因。通年  
化の検討も必要。
- ② ふれあいネットワークは災害時に十分機能できる仕組みなのか。平常時の取組が  
必要ではないか。

< 健康福祉部長 >

- ① H 2 1、9 5 件であり他の年と比較しても特に多かつた。厳しい状況で生活する  
者へは生活保護を含めて福祉制度全体で考えることが必要。
- ② ふれあいネットワーク事業、対象登録はH 1 7、サポーター登録はH 1 8から実  
施。当時サポーターは地域での役職者が立场上登録したこと等があり混乱があつ  
た。H 2 0以降はサポーターの登録を要件としないこととしている。日常的な働  
きかけを行うならば違う仕組みが必要と考える。

< 立花委員 >

篠町では高齢者世帯等への訪問活動を行い、小額の生活雑貨等を合せて配布し円滑  
な運営を狙っている。これらに充てるためにふれあいネットワーク制度業務委託料  
単価 2 0 0 円と積算されたのか。

< 高齢福祉課長 >

H 2 3 から高齢者見守り支援事業を実施。週 1 回の見守りと月 1 回の訪問で篠町で  
の取組をモデルとして全市に広げる取組を行っている。現在 2 0 地域が予定されて  
おり立ち上げ資金 2 0 万円を支給している。委託料単価 2 0 0 円は民生委員が個別  
に訪問する事業に対するもの。

< 立花委員 >

高齢者見守り支援事業の実施単位は。

< 高齢福祉課長 >

自治会又は地区社協。

< 酒井委員 >

P 1 0、緊急通報装置設置事業の対象は。

< 障害福祉課長 >

P 1 1、障害福祉推進事業経費分は重度障害者の単独世帯で希望された者。

< 高齢福祉課長 >

P 1 5、高齢者生活支援経費分は 6 5 歳以上の単独世帯で希望された者。通報の大  
部分は誤報。

< 明田委員 >

- ① P 3、民生委員の定員は。年齢制限等弾力的な運用は可能か。
- ② P 1 8、老人福祉センター管理経費の当初予算額は。
- ③ 公立保育所保育士の定員、非常勤嘱託職員の比率及び園児に対する定数は。

< 社会福祉課長 >

① 1 9 6 名。欠員 2 名。新規任命委員へは一定程度の弾力を持って運用している。

< 高齢福祉課長 >

② 決算額と同額。

< こども福祉課長 >

③ H 2 3. 9. 1 現在、正規職員 7 3 名、非常勤嘱託職員 1 0 6 名、4 0. 7 %。  
対園児数は国の基準を満たす人員を配置している。

< 健康福祉部長 >

③ 0 歳児、3 名に 1 名。1 ~ 2 歳時、6 名に 1 名。3 歳児、2 0 名に 1 名。4 ~ 5

歳児、30名に1名が国の基準。

<竹田委員>

P15、心身障害者扶養共済経費、H26廃止の理由は、制度自体が廃止されないのならば市の負担を増やすことで維持できるのではないか。

<障害福祉課長>

制度運営が厳しく、現在府、市各1/3経費負担しているが、府が見直しの方向であり市の同様に見直しを行った。制度のニーズも減少している。

<健康福祉部長>

他の制度との兼ね合い等から府が本制度の廃止方針を決定した。本市の財政状況及び制度のニーズから本市も府と同様の判断を行った。

<苗村副委員長>

①P15、高齢者生活支援経費、緊急通報装置設置事業に係り屋外にパイロットランプが設置されることから装置の導入に躊躇する市民の声を聞いた。対応は。設置比率は。また、配食サービスの状況は。

②公立保育所再編検討委員会で行われている保育所統廃合に係る検討内容は。

③各保育所の定員数と入所者数の状況は。

④公立保育所が定員割れしている状況と民間保育園の定員増の整合は。

<高齢福祉課長>

①H24年度からランプの設置は任意で対応できる予定。独居及び高齢者世帯計4,600世帯、内装置設置世帯341世帯、ただし独居であっても装置の設置要件に満たない場合もある。配食サービスは介護保険事業特別会計の事業であり、利用者はない。

<こども福祉課長>

②利用者アンケートを実施し、回収分析を行っている。23年度中に委員会でまとめる予定。

③H22.4.1、公立、入所者548名、定数905名、55%。民間、入所者1,433名、定数1,355名、105.8%。

④民間への入所希望が増加している現状等から定員増を対応いただいている。

<健康福祉部長>

④住宅地や幹線道路に隣接する民間保育園への入所希望が多い。対し、公立は市周辺部に多く設置されていることから総体として保護者の希望は民間へ傾く。また、財源課題としてH16の三位一体改革により施設整備補助が民間のみを対象とされていることから、公立保育園の定員拡大が市民全体の利益であるか慎重に検討する必要がある。以上の経過等を含め再編検討委員会で議論されている。

<苗村副委員長>

民間保育園は病児病後児保育、延長保育等が充実していることも希望増加の要因。施設整備の財源問題はあるが、安易に民間の比重を高めることは慎重に。

<山本委員>

P14、福祉タクシー事業の詳細は。

<障害福祉課長>

1,000円/月を限度にチケットを支給するもの。

<山本委員>

P30、保育所入所児童通園等経費、別院保育所入所児童に関し次年度の対応は。

<健康福祉部長>

保育園児は添乗員が必要であり、それらに係る経費の一部を実費弁償いただいでい

る。保育所は親子通園が基本。

<山本委員>

①P 3 2、要保護児童対策経費、連絡調整委員会の構成は。

②P 1 2、就労支援事業費補助金、次年度の見込みは。

<こども福祉課長>

①個別事案により構成が異なる。警察、保健所、児童相談所、学校、市等。

<障害福祉課長>

②府事業でH 2 3 終了予定。H 2 4 年度以降第三かめおか作業所では異なる形で就労支援事業を行う予定。

<吉田委員長>

保育所入所児童通園等経費、実費弁償を行う根拠は。

<健康福祉部長>

有償行為として運行する場合は陸運局の許可が必要。本件は有償にあらず、実費弁償であると整理した。内規で徴収規定を定めている。

<立花委員>

①こども医療費助成経費、事業の実績資料等の提出を。また、本年7月以降の通院3,000円以上助成の実績は。

②P 2 1、総合福祉センターの祝日休館の理由は。

<こども福祉課長>

①後ほど提出する。7月受診分で180件程度。

<健康福祉部長>

②利用者の希望と指定管理等による維持経費とを考慮して検討したい。

<中澤委員>

生活保護、担当職員の配置は。悪質なケースへの対応は。

<社会福祉課長>

ケースワーカー80件/1人が基準。基準を超えているので増員検討が必要。悪質なケースは専門相談員等と連携しながら対応していきたい。

<健康福祉課長>

ケースワーカーのみで考えれば基準を上回っている。しかし、以前と比較すれば、専門の相談員による面接相談体制の整備、就労支援員による就労支援、心の問題ではPSWの対応など、ケースワーカー以外の人員を配置しカバーしている。

<竹田委員>

P 4 9、4歳児健康観察、教育委員会、学校との連携は。

<健康増進課長>

関係部署で連携している。

<酒井委員>

P 4 9、4歳児健康観察、就園していない児童及び把握できない場合への対応は。

<健康増進課長>

保健センターで行う3歳児検診からの引継ぎ等、できるだけもれのない体制で対応している。

<酒井委員>

調査回収率は。

<健康増進課長>

大部分は回収できている。保育所、保健師等から電話等によりフォローしている。

<酒井委員>

3歳児検診を受診しない者、回収できない者は複合的な課題を抱えている。保護者からの働きかけがない状態での対策は。

<健康増進課長>

保護者が何ら反応しない場合の対応は難しい。そのようなケースは保健所等と連絡を行い状況把握に努めている。連絡が可能な場合はできる限り対応している。

<健康福祉部長>

虐待、育児放棄等の懸念がある。検診を受診されない事例に対して保健センターでは独自の追跡調査を行っている。また、要保護児童対策協議会でも情報を共有し認識を共通している。

<真継委員>

P 4 3、不妊治療給付事業、補助基準等は。

<健康増進課長>

府の制度を受けて行うもの。1年につき3万円を上限とするもの。H 2 3は上限6万円としたほか、人工授精は上限10万円とした。

<苗村副委員長>

P 4 8、妊婦健康診査、実受診人数等は。

<健康増進課長>

829人、14回分を補助、次年度も制度が継続される。9回分が府補助で1/2補助される。のこりは交付税措置される。

<立花委員>

①P 5 4、市民サポーターによる子育て支援活動運営事業の内容は。

②P 5 4、緊急雇用創出事業経費、国により実施事業の基準等が設けられているのか。

<こども福祉課長>

①社会福祉協議会に委託。親同士の交流及びこども同士が遊ぶ広場事業を実施。赤ちゃん広場、親子体操教室、子育て広場等。

<健康福祉部長>

②お知らせやハローワーク等を通じ雇用している。また、内容によりローテーション等で実施することで円滑に運営できるものはシルバー人材センター等の団体に依頼した。また委託事業であっても、委託先で新規の雇用を生み出せば事業の対象となる。新たな仕事を創出することと人件費割合の基準がある。

<立花委員>

職種に国の基準は。

<健康福祉部長>

他府県での例などは示されたが指示はなかった。

～17:18

<休憩 17:18～17:23>

<担当課長>

資料に基づき順次説明（歳入）

～17:38

[質疑]

<中澤委員>

P49、過年度収入、主なものの調定額は。

<こども福祉課長>

保育料滞納繰越分1億279万8,180円。

<社会福祉課長>

くらしの資金貸付金滞納繰越分3,949万3,497円。生活保護費返還金滞納繰越分4,619万8,934円。

[理事者退室]

散会 ～17:43